

# 守山市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)一部改定の概要

## 計画の位置づけ

守山市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)は、平成22年9月策定の「第5次守山市総合計画」を上位計画とし、すこやかまちづくり行動戦略や第2次健康もりやま21と整合を図りながら、保健事業の中核をなす特定健康診査や特定保健指導の具体的な実施方法を定める第3期守山市国民健康保険特定健康診査等実施計画と一体的に策定しました。

## 一部改定の概要

### ① 計画期間

県データヘルス計画および県内18市町の第2期計画の計画期間が平成30年度から平成35年度までとなることから、計画期間の見直しを行いました。  
**【見直し後】 平成27年度から平成35年度までの9年間**

### ② 共通目標の設定

特定健診受診率や情報提供実施率、特定保健指導実施率、受診勧奨判定値以上の者の医療機関への受診率等について、県内で統一された目標が定められたことから、本市においても同水準の目標を設定しました。本市独自の目標項目については、中間評価を踏まえ、平成35年度の目標値を再設定しました。

### ③ 第3期守山市国民健康保険特定健康診査等実施計画の位置づけ

平成30年度から平成35年度までの第3期計画として策定する特定健康診査等実施計画については、見直し後のデータヘルス計画の中に定め、一体的に推進することとしました。

## 計画の期間

平成27年度から平成35年度までの9か年計画  
 (平成32年度：中間評価・見直し)

## 計画の構成

### 第1章 守山市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)の改定にあたって

- 1 背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 計画の策定体制について

### 第2章 守山市の現状

- 1 守山市の人口
- 2 死因の状況
- 3 介護保険認定者の状況
- 4 医療費の状況
- 5 歯科受診および歯科医療費の状況
- 6 健(検)診データの状況

### 第3章 守山市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)の中間評価

- 1 中間評価の基本的な考え方
- 2 データヘルス計画の健康課題の中間評価
- 3 今後の取組について
- 4 計画の推進

### 第4章 第3期守山市国民健康保険特定健康診査等実施計画

- 1 第2期計画の評価
- 2 第3期計画の基本的な考え方
- 3 特定健康診査および特定保健指導の実施方法

データヘルス計画に関するお問い合わせは…

- 守山市健康福祉部すこやか生活課 守山市下之郷三丁目2番5号  
電話：077-581-0201 FAX:077-581-1628
- 守山市健康福祉部国保年金課 守山市吉身二丁目5番22号  
電話：077-582-1120 FAX:077-582-1138

## 守山市の現状

### 1:糖尿病・脳出血・脳梗塞・狭心症・悪性新生物などの予防可能といわれる生活習慣病にかかる医療費が高い。

- ・脳血管疾患と虚血性心疾患を合わせると、高額なレセプトのうち約2割を占める。
- ・1人当たりの医療費(入院)では、糖尿病、悪性新生物、脳出血、脳梗塞、狭心症にかかる医療費は、国や県よりも高い。
- ・人工透析の外来での1人当たりの医療費は県、国よりも低いが、現在HbA1cで有所見となっている人の割合が高く、今後糖尿病、糖尿病性腎症の人が増加する可能性が考えられる。

### 2:メタリックシンドロームの該当者が県よりも多く、LDLコレステロール、HbA1cの有所見率も高い。

- ・メタボ該当者+予備群 男性：44.3%、女性：14.9%(男女とも県内10位)
- ・内服あり、なしともにHbA1c6.5以上の人の割合が高い。

### 3:若年者で健診を受ける割合が少ない。(市全体の受診率も停滞傾向にある。)

- ・H28：37.9%とH26年をピークに減少傾向にある。特に40代、50代の受診率が県内でも低い。
- ・新規受診割合が低く、継続受診割合が高い。
- ・5年間に1回でも受診した人の割合も56%と、県よりも低い。

## 健康課題のまとめ

- ① 生活習慣病予防の推進、生活習慣病の早期発見・早期治療
- ② 医療費の伸びの抑制
- ③ 健(検)診の受診率の向上
- ④ メタリックシンドロームの予防と改善、特に若い世代への早期介入
- ⑤ 糖尿病対策の推進
- ⑥ 生活習慣病の適正な管理と重症化予防

## 【今後の方針】健康リスク別PDCAサイクルに沿った保健事業の展開

生活習慣の乱れ

初期の異常値

ハイリスク状態

超ハイリスク状態

重篤な疾患

- ・冠動脈性心疾患
- ・脳血管疾患
- ・人工透析 等

### ポピュレーションアプローチ

(集団全体へのアプローチ)  
 健康の保持増進のために、生活習慣病についての啓発、予防や健康管理に関する情報提供などを行います。

### 具体的な保健事業例

- ・広報事業
- ・健康教育、健康相談
- ・小中学校防煙・歯科教育
- ・重複・頻回受診者等医療費適正化対策
- ・医療費通知 など

### 健診受診率向上対策

生活習慣病の早期発見・早期治療につなげるために健(検)診を実施し、特に若い世代を中心に、積極的に受診勧奨していきます。

- ・特定健康診査(★)
- ・39歳以下健診
- ・人間ドック費用助成
- ・がん検診
- ・呼吸器疾患検診
- ・受診状況アンケート(★)
- ・健(検)診受診勧奨(★)
- ・受診勧奨個別通知(★) など

### 生活習慣病発症予防

生活習慣の改善および生活習慣病発症予防のために、健診で生活習慣病のリスクのある人を対象に保健指導を行います。

- ・健診受診後の情報提供(★)
- ・特定保健指導(★)
- ・39歳以下健診保健指導
- ・糖尿病発症予防(★) など

### 生活習慣病重症化予防

生活習慣病の重症化を防ぐために、健診で検査データが要医療域の人を対象に、疾病管理や重症化予防を医師会等の関係機関と連携を図りながら行います。

- ・未受療者・治療中断者対策(★)
- ・ハイリスク者対策(★)

### 疾病管理

(慢性腎臓病予防)  
 新規人工透析患者を減らすために、人工透析ハイリスク者を対象に保健指導を行います。

- ・慢性腎臓病予防(★)

## 県・19市町共通目標値(H35年度)

- 特定健診の受診率向上
  - ・特定健診受診率:60%以上(H28:37.9%)
  - ・新規受診者割合:19%以上(現状:16.7%)
  - ・40歳代の受診率:19%以上(H28:15.4%)
  - ・50歳代の受診率:28.5%以上(H28:22.1%) など
- 特定保健指導実施率の向上
  - ・特定保健指導終了率:60%(H28:43.9%)
- 受診勧奨判定値以上の者の医療機関への受診率
  - ・受診勧奨判定値以上の者:60%
  - ・ハイリスク者への勧奨・再勧奨:100%
  - ・ハイリスク者の医療機関受診率:80%
- 情報提供実施率
  - ・情報提供実施率:100%(H28:100%)

## 守山市独自の目標値(H35年度)

- 生活習慣病予防
  - ・生活習慣病保有率 現状維持(H28:38.8%)
- 発症予防・早期発見・早期治療
  - ・メタリックシンドローム該当者・予備群の割合 該当者:15.5(H28:17.9%)
  - ・予備群:8.8%(H28:10.3%)
  - ・HbA1c有所見者割合:53.6%(H28:54.8%)
  - ・非肥満高血糖の割合:7.7%(H28:8.5%)
- 医療費の抑制
  - ・一人あたりの医療費の伸び率:102.8%(H28:101.78%)
- 重症化予防
  - ・重症化予防対象者の割合:現状維持(H28:30.5%)

(★)は第3期守山市国民健康保険特定健康診査等実施計画にも掲載

#### 計画の基本方針

「すこやかまちづくり行動戦略」や「第2次健康もりやま21」との整合を図りながら、特定健康診査の受診しやすい環境整備や医療機関との連携を通じて受診率の向上を図るとともに、特定保健指導の体制強化を図ることで、本市の国民健康保険被保険者の生活習慣病の予防やその重症化予防を積極的に推進します。

### 特定健康診査の実施について

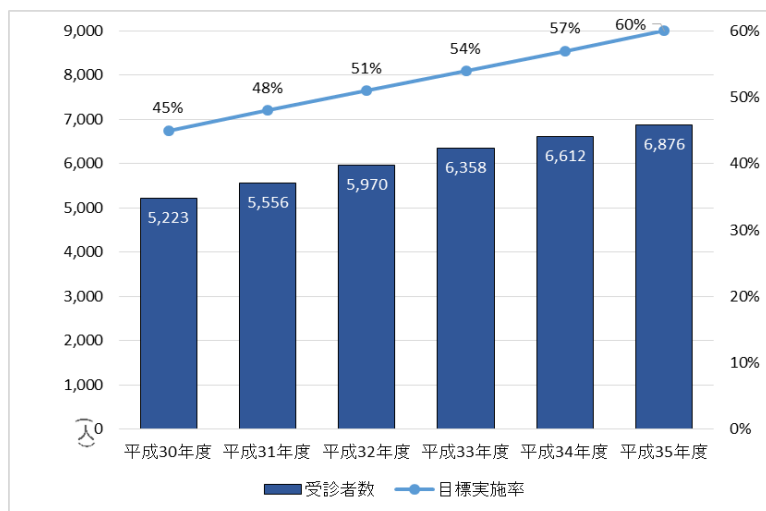
#### 1 基本的な考え方

特定健康診査は、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者および予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする人を的確に把握するために実施します。

特に受診率の低かった40代・50代の人々の健康意識の向上を促すためにも、健診の啓発に努めます。



#### 2 受診者数・受診率の目標



#### 対象者は…

国民健康保険に加入し、特定健康診査の実施年度に40歳から74歳になる人で、かつ当該実施年度の1年間を通じて加入している人（年度途中での加入・脱退等異動のない人）を対象とします。

なお、6か月以上継続入院している人など、厚生労働省令で定める除外規定に該当する人を除きます。

該当者全員に受診券を送付するとともに、未受診者に対して個別通知を送ります。

#### 3 特定健康診査の実施項目

区分	健診項目	
基本項目	診察	問診（質問票：服薬歴、喫煙歴等） 身体計測：身長、体重、BMI、腹囲 理学的検査（身体診察）、血圧測定
	脂質	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
	肝機能	GOT(AST)、GPT(ALT)、γ-GTP
	代謝系	空腹時血糖、HbA1c
	腎機能	血清クレアチニン
	尿	糖、たんぱく、潜血
詳細項目	尿酸	尿酸
	心機能	心電図検査
	目	眼底検査
貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値	

#### 健診料は…

健診料は無料です。

#### 実施期間…

毎年度5月下旬から2月下旬までです。健康診査の開始時に広報もりやまをはじめ、有線放送、ホームページ等によりお知らせします。



#### 4 特定健康診査の実施体制

個別健診については、市内だけでなく県内の医療機関に委託しています。

また、JA 厚生連での組合員健診を特定健康診査とみなせるように委託していますが、第3期計画期間においても、引き続き実施します。

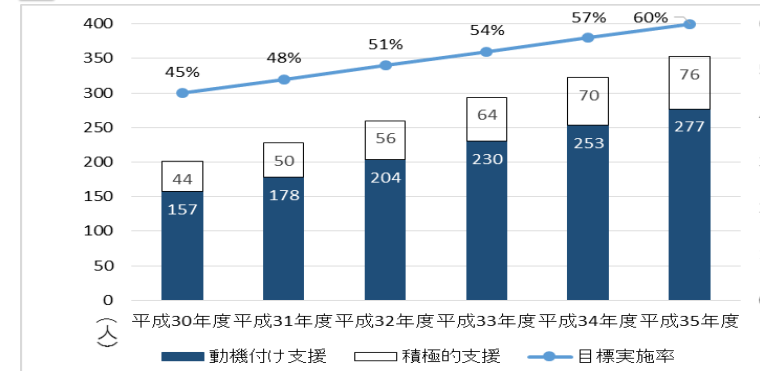
### 特定保健指導の実施について

#### 1 基本的な考え方

特定健康診査により階層化された対象者に、生活習慣改善のための保健指導を行うことで、対象者が自ら生活習慣における課題を認識し、日常生活の改善と自己管理を行うとともに、健康的な生活の維持・増進を図ります。

また、特定保健指導の対象者から外れた人についても、重症化予防、疾病予防に取り組んでいきます。

#### 2 受診者数・実施率の目標



#### メタボリックシンドロームとは…

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうち、いずれか2つ以上を合わせもった状態をメタボリックシンドロームといいます。

メタボリックシンドロームになると、心筋梗塞、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の発症の危険性が增大することがわかっています。



#### 3 特定保健指導対象者の抽出

特定健康診査の結果説明と生活習慣改善についての情報提供

結果に基づき、生活習慣の改善の必要性で次の3つのグループに分けます

必要性が低い人

情報提供に基づき、一人ひとりが健康づくりに取り組みます。



必要性が中程度の人

#### 動機付け支援

メタボリックシンドローム予備群です。生活習慣の改善について具体的なアドバイスをし、目標設定し行動できるように支援します。

必要性が高い人

#### 積極的支援

メタボリックシンドローム該当者です。生活習慣の改善に向けて、行動目標を立て、おおむね3か月間の継続的な支援を実施します。

医療が必要な人

病院等の受診を勧めます。



特定保健指導から6か月後に評価を行います

一人ひとりが生活習慣の改善や健康づくりの取組を継続します。

特定健康診査・特定保健指導についてのお問い合わせは…

◇守山市健康福祉部すこやか生活課（すこやかセンター内）  
〒524-0013 守山市下之郷三丁目2番5号 TEL：077-581-0201 FAX：077-581-1628  
◇守山市健康福祉部国保年金課  
〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号 TEL：077-582-1120 FAX：077-582-1138